

荒川邦寿著

『日本の会社財務諸表』  
『現代アメリカの会計理論』

— 悠久出版株式会社刊 —

河 合 信 雄  
加 藤 盛 弘

序

わたくしたちは、立教大学経済学会の編輯委員会より荒川邦寿教授の著書『日本の会社財務諸表』と『現代アメリカの会計理論』という二冊の著書の書評を依頼された。前者は昭和四三年一二月の出版であり、後者は同四四年五月の出版である。このように二冊の著書があいついで出版されたということは、荒川教授の精力的な努力の結果ということもあるが、実は今日までの長い研究の成果が体系的なまとまりをもって結実する時期にきたということを示すものであろう。荒川教授の従来の研究は広く企業会計の理論と実務の両面にわたっている。前著は主として企業会計の実務を権力により合法化された独占資本の会計制度の内容と役割を論ずるものとして分析し、後者はかかる実務を合理づける理論のうつりかわりを社会経済的基礎にかえ

って分析するものとしている。なお、荒川教授の日頃の研究にはこのほか生産性分析に関するものなど経営分析のもの、簿記に関するものなどもあるが、そういうものも教授の論証を裏証づける基礎となっている。

会計学にかぎらず一つの学問へのアプローチは、ある研究の範囲を定め順序を追ってはじめてから体系化をめざしてゆく方法もある。しかしながら、そうではなくて、斯学の緊急の重要問題をその時々でゆるがせにせず全力を投じて解明してゆくうちに、気が付いてみたら斯学の一応の歴史も追求したことになる。問題も全般にわたって取り上げていて、いつか一つの体系をなす研究に完成していることもある。後者の体系ができあがるについては実ははっきりした方法論の確立ないし追求がそのなかでたえず行われていたということが条件であろうと考えるが、荒川教授の企業会計の理論と実務にたいする批判的態度

度はこれを可能にしたものといふことができるであらう。

荒川教授の批判的態度は「……会計実践とその理論体系の発展過程は、現実の企業経営が当面したそのときどきの課題、とくに経済発展の各段階における個別企業の設備投資のいかんと無関係でない」と考え、ことさらかかる投資問題との関連をみながら、こうした会計構造の歴史的推移を辿ってみようとつとめてみた」(前著一〇ページ)とされる。それゆえ、日本とアメリカの財務構造の相違、企業の存立基盤から、それぞれの国における理論と実務の相違を論証する形になっている。そこで、教授の研究の内容からいえば実は前著と後著は深く関係するものである。したがって、同じ京都の大学にいるわたくしたち二人で引き受けることにしたのであるが、学年末、入試などの事情でなかなか話し合う機会が少なく、二人それぞれ別個の書物の書評をするようになかたちになったことを、立教大学経済学会ならびに荒川教授にお詫びするものである。そのような関係から、本書評は前著の『日本の会計財務諸表』については河合が当り、後著の『現代アメリカの会計理論』については加藤が当ったものである。

## 第一部 日本の会社財務諸表

一

本書における教授の問題意識は、(一)現在日本における会計制

度すなわち権力によって裏うちされた公表会計制度の今日のがたがどのようにしてできあがったかを、たんに企業会計原則や商法のできあがったもののみで判断するのではなくして、その審議や立法の過程、経団連などの圧力団体の時々のアンケータや意見書まで丁寧な追求してゆくなかで明らかにすること、(二)すでに述べたように、この会計制度が企業の財務過程に深く関係しているその関係の仕方を明らかにすること、(三)アメリカでは価値修正会計などがでてきても損益計算体系に定着せしめてくる過程で、その体系自体を「変容」してきたが、わが国では商法改正の繰延資産や引当金のように損益計算思考の産物をいままでの体系たる財産計算思考の中に個々に取り入れて「変質」し、たんに保守主義会計を合法化したにすぎないこと、の分析に当てられている。なお、本書の内容は次のごとくである。

### 序章 会計実践と会計規範

#### 第一章 わが国企業会計原則の特質

##### I 近代会計理論の変容とわが国の会計規範

##### II アメリカの会計原則と会計士監査

##### III わが国の企業会計原則と監査制度

##### IV 企業会計原則と関連諸法規

##### V 要約と展望

### 第二章 商法改正による企業会計制度の変容

I 会社計算規定改正の基調

II 新商法下における企業会計構造

III 企業会計制度の変容

IV 要約と展望

第三章 現代日本の会社財務諸表

I 現代の企業会計規範

II 粉飾決算と監査制度

III 会社財務諸表の統一―簡素化

1 わが国の「銀行統一經理基準」

2 一般会社財務諸表の統一―簡素化動向

IV 結びにかえて

付 録 I

II

二

第一章において、戦後初期のアメリカカ会計制度の導入の過程をあとづけながら、わが国の企業会計原則や公認会計士制度が監査報告基準によって期間利益の平準化の操作には意見表明のできない枠付のなかで限定されたものとなり、近代会計理論という期間利益の正確な表示というのが形式的なものになってしまっていることをあげ、わが国企業会計原則の特徴は、このような会計実務の客観化と企業財務の健全化との板ばさみの端的

なあらわれであるとされている。第二章の商法計算規定の改正については、教授が当時使命感をもって次々と批判を発表されていたところであるので、その記述の内容は非常に厚みのあるものになっている。その記述は法務省民事局の試案（三五年八月）からはじまり、改正案要綱（三七年二月）、施行法（三八年四月施行）にわたり詳しく分析されているので、たとえば引当金にかんする負債たる引当金から特定引当金におよぶ経緯などわかりやすい説明になっている。教授の資産評価、繰延資産、引当金、特別損益、継続性の原則などへの理解ないし批判については、その卓見にわたくしも感同ずるものであるが、次の三点につき疑点を表明し、次の機会に御意見を伺いたいと考えている。

昭和三八年改正商法の施行後、周知のように中堅企業の倒産があいついだが、教授はこれに関連して、「このような企業に会社更生法が適用されることによって、その不良部門はスクラップ化され、優良部門のみ寡占企業の系列にビルト・インされるのであるが、実は、かかるスクラップ・アンド・ビルトの見通しがつくまで、できるだけ大衆投資家の資金を吸い寄せするための手段として、その公表利益を操作し、資本蓄積を増大する会社財務諸表を合法化する改正商法の計算規定が急いで制度化されねばならなかった」（五六ページ）とされるのは、いささかうがち過ぎではなからうかと思われる。また、教授は批判的

会計学者であるから、積極的提案をされる場合でもそれは痛烈な批判になっていなくてはならないと考える。しかるに、西山忠範教授の意見を引いてその他の資本準備金を法定準備金に準ずる特別利益準備金とすることをすすめられているのは（八一ページなど）現行の企業会計原則や商法にたいし一応の批判にはなっていないでも、その欠陥をえぐりだすほどのものとはいへかねるのではないだろうか。マルクスも時々概念規定をしている。しかしながら、その概念は体制の側の理論のそれと対比するとき、その誤りをつく痛烈な批判となっているのである。その意味ではわたくしが上部構造論者のように役割論に重きをおいて本質論を軽んずるゆえの指摘ではないことを了解されたいと思うものである。先に送ったように、第二章は非常に内容の豊富な議論の深みのあるもので、わたくしなど二、三の疑問が生れるのは当然ではある。

## 三

この第二章の分析につづき第三章は現在日本の会社財務諸表制度につき、中堅企業の粉飾決算、独占資本の逆粉飾を経営分析によって示されるなかで、会計規範の利用のされ方その役割をめぐりに浮彫にされて第二章の補強とされている。教授の豊富な知識、辛辣な分析に敬意を表するものである。なお、第三章Ⅲ節の会社財務諸表の統一簡素化は、人々がみわすれがちな

銀行統一経理基準や法務省、大蔵省と経団連の財務諸表統一作業のなかで今後のわが国会計制度のすむ方向を示し、それが企業のいわゆる利害関係者など一般大衆の知らないところで進んでいることに警告を発しておられる。

学問的展望を示す見識は予言者の言葉のごとくインスピレーションのみによってでてくるものではない。それは長く積み重ねられた知識と深い洞察のなから生れる。教授の今後の日本の会計制度への展望は、この著書の出版後、今日企業会計原則の修正案や国鉄、NHKや学校法人の会計基準にあらわれてきている。前者企業会計原則の修正案では、現行の企業会計原則や財務諸表規則による比較的詳細なディスクロージャーが商法や計算書類規則の経理操作に寛大な簡素なものに統一されようとしている。後者の学校法人会計基準などでは、教授の分析されたなかにある銀行会計基準による企業の格差付が応用されて、私学の補助金支給の格差付に利用されようとしている。国鉄、NHKでは独特な造成基金の概念と引当金などの過大計上の強制が新建設投資をコストに加える料金体系を合法化するものとしてでてきている。このような、あごぎにさえみえる官僚統制の手段や、独占の資本蓄積のための経理操作を合法化して公表資料を制限することに、日本の企業会計制度はますます利用されようとしてきている。荒川教授の著者はかかる現実をはるかに見通して警鐘をならしたものとして、その見識は高く評価さ

るべきものと考えるものである。荒川教授のこの著書はわたくに興味多い問題を取り上げているので、本書の紹介をするというよりは、疑問や注文ばかり多い書評になってしまった。これも実は教授の研究の内容が深く、その問題意識がするどいことにわたたくしが魅せられてしまったことにほかならない。したがって、まとまりのない書評になってしまったことをお詫びするとともに本書を読んで多く考えさせられ、多く教えられたことに感謝するものである。 河合信雄（立命館大学教授）

## 第二部 現代アメリカの会計理論

### 一

ペイトン・リトルトンの『会社会計基準序説』に典型化されるアメリカ動態論は、第二次大戦後におけるわが国の「会計近代化」過程において深く根をおろし、理論的にも制度的にも、わが国の会計界において支柱的地位を保ってきた。計算構造的には費用配分論と持分論を基軸とする「原価」理論として展開されたこの理論も、一九五〇年代から再検討を加えられるようになった。そして、周知のA A A一九五七年版会計基準においては、ついに、そのアメリカ動態論の基軸である「配分」、「実現」を否定する新しい思潮を見るにいたったのである。ここに紹介する荒川教授の『現代アメリカの会計理論』は、アメリカ動態論にかわるその新しい思潮「アメリカ」現代会

計理論」の「形成過程をあとづけ、その理論構成の特質ならびにこれが現代的意義ないし役割」（二頁）について検討されたものである。

### 二

まずはじめに、本書の章別構成を示そう。

序章 アメリカ現代会計の課題と展望

第一章 アメリカ「現代会計理論」の形成指向

第二章 「現代会計理論」の制度的展開

第三章 「現代会計理論」の内在的批判

第四章 「現代会計理論」の構造変革

本書はまず序章において、M. Moutitz and C. L. Nelson “Recent Developments in Accounting Theory” (*The Accounting Review*, April, 1960) によりながら、現在のアメリカ会計学界が、どのような課題をどのように解決しようとしているかを探り、そのなかで、「現代会計理論」研究の位置づけをしている。すなわち、本書はムーニッツ、ネルソン両教授によりながら、今日のアメリカ会計学界における研究が伝統的会計の領域をこえて発展し、課題が設定されていることを示し、とりわけ価格変動会計の領域においては価格変動が伝統的会計の前提を根底からゆさぶり、いわゆる「経済的な実質利益」を計算する方式の樹立が焦点になっていることを示している。荒川教

授はこのような認識のうえにたつて、エドワーズとベルの所論に現代アメリカ会計理論の形成指向をみだし、その考察からはじめられるのである。

五〇年代のアメリカにおける「新しいインフレ」といわれる経済的条件のもとにおいて、一般物価水準の変動による修正手続のみで「実質資本維持」が可能かどうかという疑問が投げかけられ、さらに進んで、個別物価変動をも識別してその影響をとりのぞき、「リアル・インフレーション」を提供する会計理論の形成が期待されたという（五八—六一ページ）。エドワーズとベルの両教授（E. O. Edwards and P. W. Bell, *The Theory and Measurement of Business Income*, 1961. 伏見・藤森訳『意思決定と利潤計算』）はこのような要請に答えるべく、「現代会計の基本的立脚点を経営者の意思決定に求め」、「一般物価水準の変動に応じて、『真』の企業利益と『公平』な課税所得とを測定しうる勘定処理機構を提示した」（六一ページ）という。すなわち、両教授が示す利益計算の構造は、伝統的会計においては果しえなかつた保有利得を記録し、一般物価水準の変動による仮装的要素を実質的要素から分離することを目的としている。したがって、利益の構成要素はつぎの四つとされる。

A 当期営業利益（ある期に、アウトプットのカレント売価が、それに関連するインプットのカレント原価を超過する分）

B 表現可能原価節約（企業が、その会計期間に資産を保有している間に、その資産のカレント原価が増した分）

C 表現資本利得（資産を非常規に売却処分した場合に、売却収入額が（償却分を引いた）歴史的原価を超過する分）

D 表現原価節約（販売されたアウトプットを生産するのに使用されたインプットのカレント原価が、その歴史的原価を超過する分）  
（伏見藤森前掲訳書、九五ページ）

このように、営業活動から生ずる利益と保有活動から生ずる利益とが区別されるのである。そして、両教授はさらに、B、C、Dの利益構成要素のなかに含まれる一般物価水準変動にもとづく仮装利益部分をとりぞくのである（前掲訳書一〇二—一〇八ページ）。そして、そのことによつてはじめて、「実質利益」が示される、としている。

荒川教授はこのようなエドワーズ・ベルの理論をつぎのように評価しておられる。

「…会計的利益から『保有利得』を分離された点については、たしかに従来の会計実務に比べ、両教授の「カレント・コスト」評価がもつ優れた効用を示している。両教授はこれをまず個別的物価変動に対処する原価節約指標としてとりあげられたが、なにゆえ現代会計においてかかる指標が重要視されるであろうか。わたくしは、この理由が、前節にのべたようにすぐれて現代的な実質的貨幣資本維持のため、さらに積極的にいえば、五〇年代以降のいわゆる『新しいインフレ』（……）に対処する現代企業の資金運用政策に即応するためとみ

たい。……他方、両教授はまた、一般物価変動に対処する『実質利益』表示を強調され、これを『真』の企業利益率と『公平』な課税標準を提示するものといわれたが、わたくしは、これをいわゆるケインズのフィスカルポリシーを通じて国家権力の介入を図った現代企業の資金調達政策に関するものと思う』（八九一九〇ページ）。

つまり、荒川教授はエドワーズ・ベルの理論構造を基本的には、物価変動↓評価替↓保有利得の認識としてとらえ、そのような理論の役割を「実質的貨幣資本維持」と、「企業中心な課税対策」および国家的な独占に対する「資金配分の調整」（九〇ページ）の合理化として把握されている、と考えられる。そして、さらに教授はこのエドワーズ・ベルの理論を現代会計理論の形成指向として位置づけることから、この分析視角をアメリカ現代会計理論の検討のなかで貫徹されるのである。

本書は、つぎに、エドワーズ・ベルに示されたような、いわば「新しい財産計算原理」にもとづいて個別価格変動による「保有利得」の測定・表示を体系化しようとする会計理論が、公表会計制度に導入される可能性をA A A五七年版会計基準の補足報告書一、二号にみいだし、とくに第一号（固定資産についての会計）について検討している（第二章）。

補足報告書第一号は、その「基礎的考察」のところにおいて、投資家の企業に対する判断をたすけるために、企業の将来の収益力を予想する基礎となる「カレント・インカム」の測定

・表示の必要性をといっている。そして、そのカレント・インカムは（一）経常的な営業活動の成果、（二）異常な損失と資産の発見、（三）個別価格の変動にもとづく保有利得・損失の三つの要素を含むべきであるとしてくる（Supplementary Statement No. 1 The Accounting Review July 1964）。つまり、（一）では、カレント・インカムの測定・表示のために固定資産のカレント・コストによる評価替（具体的には取替原価）と、保有利得（損失）の測定（エドワーズ・ベルとこととなり、実現と未実現とに区別されない）が主張されるのであり、しかも、それがエドワーズ・ベルとこととなり経営者の意思決定のための資料にとどまらず、投資家への資料として制度化される。それにもかかわらず客観的測定の方法については委員会は言及していないのである（二一五ページ）。

このように展開されるアメリカ現代会計理論をディッケンズ、ブラックバーンによる批判を紹介されながら、荒川教授はご自身の現代会計理論批判の焦点を整理されるのである（第三章）。すなわち、荒川教授は、ディッケンズとブラックバーンによる現代会計理論批判を、（一）リブレスメント・コストが、企業資産の「経済的価値」の測定として妥当でない（固定資産の取替可能性の問題と、「経済的価値」の合理的測定尺度という問題から）こと、（二）保有利得ないし損失を企業利益に含めることは報告利益への影響が大きく妥当でない、ということを中心に紹介説明

される(二二一―三七ページ)。そのなかで、荒川教授は取替原価による評価替、保有利得の認識と「カレント・コスト」減価却は、保有利得と減価却額との相殺現象をうみだし、いわば固定資産を修繕費と利子費用のみで使用することになり、「純償却額」の拡大にならないことを、とくに指摘される。

「いわゆる『カレント・コスト』減価却の提唱は、今日における特定資産価格の不均等騰貴を利用して、実質資本維持のためにその内部留保の上限を拡大し、原価主義会計の枠を超えようとするものであった。とすれば、『保有利得ないし損失』の測定・表示は、いわば減価却による内部留保の実現可能目標をあきらかにしたものであり、さらに、これが「リブリースメント・コスト」を基準として、技術上の進歩を考慮した新しい取替資産の購入価格を想定し、その内部留保の拡大を一段とおしすすめようとする目標を定めるものといわねばならない(一五〇ページ)。

だからこそ、アメリカ現代会計理論は、「カレント・コスト」ないし「リブリースメント・コスト」基準の採用と「カレント・コスト減価却」の制度化を目指して展開されたのであるが、保有利得の体系化をめぐる「手詰り」をきたし「破綻」した、と荒川教授は考えられる(二五二ページ)のである。

### 三

最後に本書は、A.A.A.の『基礎的会計理論に関する報告書』(以下『六六年報告書』と略称する)の検討をおこなっている(第四

章)。

荒川教授はその『六六年報告書』を、以上に検討してきたようなアメリカ「現代会計理論」の時価思潮が逢着した「手詰り」を、会計を情報システムとして構築しなおすことにより、打開せんとしたものと位置づけられる。

すなわち、教授は『六六年報告書』は、「何よりもまず、これまでのいわゆる『A.A.A.会計原則』やその『補足報告書』などとは全く違って、いわば企業利潤の測定と表示に重点をおいた会計理論についての見解ではなく(二五五ページ)、企業その他の「すべての組織体」における会計情報の一般理論として理解される。この点はきわめて重要な指摘であると考ええる。

『六六年報告書』は会計を情報システムと考え、会計情報が有用たりうるか否かの基準として、(一)目的関連性、(二)検証可能性、(三)不偏妥当性、(四)計量可能性の四つの基準をあげている。

そして、(一)の目的関連性が四つの基準のうちでもっとも基本的な基準であるとしている(A.A.A. *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966, p. 7. 飯野利夫訳『基礎的会計理論』一ページ)。したがって、会計は企業の内部、外部の利用者をとわずそれぞれの目的に適合する会計情報を提供するシステムである、ということになる。ところが、目的に適合する会計情報という場合、まず外部利用者についてみると、その要求はきわめて多種多様であり、そうした多種多様な要求を充分明確に知り、そ



れに一つ一つ答えることはできないがゆえに、さしあたりは一般目的に適合した会計報告書を作成すべきである。それは、具体的には歴史的原価と「カレント・コスト」の両者を並記する二欄式財務諸表である（前掲訳書二九ページ、三四ページ）としている。一方、内部利用者に対しては、その用途に応じた会計情報提供がされ、その情報の有用性はその後の追跡手続によって確認され、適合性を持ちうるように監視されるとしている（前掲訳書七六ページ）。このように、『六六年報告書』は内部、外部の利用者への目的に応じた情報提供を軸にして、理論を構成しているのである。

荒川教授はこのような情報理論をつぎのように理解されるのである。

「ここでは、従来のように外部利用者の利害を『調整』するのではなく、その要求を充分知りえないとして、はじめからこれを『中和化』し、漠然と『一般目的』という、その実『無目的』な会計情報として、一方的に会計担当者が有用と考える「カレント・コスト」資料を測定表示すれば、それが一般的に目的関連性のある情報たりうるものである」（一六四ページ）。

「この『基礎的会計理論に関する報告書』において展開された会計情報基準、ことにその中核をなす目的関連性の意味内容は、それが何よりもまず（経営管理者の意を体した）会計担当者を主体に、彼にとって最も『有用』な会計情報を提供することであり、その情報の衝

撃、つまり、これを受取るものの反作用をモチベート……し、内部の情報利用者に対する統制管理を徹底する一方で、外部の情報利用者の意思決定をも操縦することのように解されるのである」（一六六ページ）。

荒川教授はこのように、『六六年報告書』を「無色」の情報提供の理論と解し、したがって、そこでの『カレント・コスト』評価には、もはや、企業利潤の決定に影響する現代の物価騰貴に対処する意味など見出しえない」（一六七ページ）と理解される。つまり、「カレント・コスト」はいわば無色の一般目的の情報として提供され、保有利得からときはなたれることによって、逆に時価思潮の「行詰り」（カレント・コスト評価を導入しても保有利得を計上すれば「相殺」現象が生じ費用の増大とならない）を打開しようとした、と理解されるのである。さらにいえば、利益からときはなたれることによって、利益の操作（費用の限度額の拡大、資本蓄積増大）が可能にされた、という理解であると思われる。このような理解は、エドワーズ・ベルのところでも指摘した分析視角の貫徹である。

#### 四

荒川教授は本書において、「現代会計理論」を基本的には、評価替（カレント・コスト）評価→保有利得→費用化限度額の拡大・資本蓄積の増大、という視角から一貫して分析された。そのことによって、「現代会計理論」の企業の資本蓄積政

策への寄与が明らかになされた。まことに貴重な成果であると考  
える。したがって、現在のわたくしには、本書を評することは  
できないが、しかし、若干の疑問を提してみよう。

それは、『六六年報告書』を企業利益の測定に焦点をおく理  
論ではないと理解されながら、それ以前の「現代会計理論」と  
同じ視角から分析し、「手詰り」の打破として理解されること  
には若干の無理があるのではなからうか、ということである。

外部利用者への会計情報は「無色」の一般目的の会計報告書  
によって典型化されるとしても、具体的条件のもとにおいて  
は、それぞれの目的（経営者の操作目的）に応じた情報を提供し  
うる余地を残していると考えられる。たとえば、期間利益計算  
における製品原価と労働者や消費者に提示する場合の製品原価  
とでは、異なる原価概念を用いることも考えられる。その意味で  
は、文字通り目的に「適合」した情報を提供することを合理化  
する理論と考えられないであらうか。つまり、利益に関する情  
報をも含めて、多元的な情報を盛り込み、それを提供する「機  
構」の理論であり、したがって、それはたんなる利益の計算構  
造についての理論ではない。情報を盛り込み、操作する「機  
構」についての理論として理解できないであらうか。もし、こ  
のように考えるならば、『六六年報告書』とそれ以前の「現代  
会計理論」との関連があらためてとわれなければならない。し  
かし、現在、わたくしは、その点を統一的に理解するにはいた

っていない。わたくしは『六六年報告書』以前の「現代会計理  
論」については、これまで、評価替→保有利得認識→費用  
限度額拡大の利益計算構造として理解してきた。いま、『六六  
年報告書』との関連において、再検討の必要を感じている。

加藤盛弘（同志社大学助教授）